

議案番号	件名	要旨
議 第 138 号 農政課	松江市東出雲上意東研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	松江市東出雲上意東研修センターの利用者に、適正かつ応分の負担を求めると及び利用者の柔軟な利用を可能にするため、利用料金基準額を改正するもの。 料金改定案件

備考					
改正内容					
松江市東出雲上意東研修センターの利用料金基準額を次のとおり改めるもの。					
利用施設	改正後		改正前		
	基準額(1時間当たり)		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
	午前 9 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで			
多目的利用室	330 円	330 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円
集会室	150 円	240 円	550 円	550 円	760 円
研修室	90 円	170 円	320 円	320 円	550 円
加工室	90 円	170 円	320 円	320 円	550 円
施行期日					
令和 7 年 4 月 1 日					